

青森県報

第二千八百五十七号

平成十九年
十一月十二日
(月曜日)

目次

規則

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (団体経営改善課) … 一

告示

保安林の指定施業要件の変更予定 (林政課) … 一

右 同 … 二

右 同 … 二

青森県指定金融機関等の指定の一部改正 (経理課) … 二

公告

県有財産の売却に係る一般競争入札 (警察本部) … 三

公営企業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示 (経営管理課) … 三

正誤

平成十九年七月二十七日定例告示中 (漁港漁場整備課) … 四

規則

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第九十九号

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

青森県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年三月青森県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「年 〇・四五パーセント」を「年 〇・五五パーセント」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成十九年十月十八日以後において利子補給承認のなされる農業近代化資金に係る利子補給金について適用し、同日前に既に利子補給承認のなされている農業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

告示

青森県告示第七百七十二号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上北郡七戸町字鶴見平一の一八(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
干害の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

青森県告示第七百七十三号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上北郡七戸町字鶴見平一の一八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七百七十四号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

弘前市大字小沢字大畑沢一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大畑沢一の一五
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び弘前市役所に備え置いて縦覧に供する。）
- 青森県告示第七百七十五号
- 昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十九年十一月十二日

第一号の表中

八戸広域農業協同組合福田出張 三戸郡南部町大字福田

青森県知事 三 村 申 吾

を削る。

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十九年十一月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件の売却

物	建	地	土
上北郡七戸町字塚長根四八の五	所 在 地	上北郡七戸町字塚長根四八の五	所 在 地
木造平家建	構造	宅 地	地 目
七二・三〇平方メートル	延 面 積	三二六・六五平方メートル	地 積
鉄骨造平家建			
四・八六平方メートル			

二 予定価格

二百十七万一千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

上北郡七戸町字塚長根四八の五

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部庁舎 三階臨時会議室

2 日時

平成十九年十一月二十二日 午後一時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十九年十一月十六日午後一時から、上北郡七戸町字塚長根四八の五において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課

電話〇一七 七二三 四二一一 内線二二五二・二二五四

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十一月十二日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量
検体前処理システム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立中央病院管理調達課
青森市東造道二丁目の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十九年十月十八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所

漁港漁場整備課

発行年月日 発行番号	区 分	番 号	ペー ジ	段	行	誤	正
平成十九年十一月十二日 第二八二二号	告 示	第五七六号	二	上	一四	檜川稲沢	桧川稲沢

株式会社南部医理科弘前営業所

弘前市大字田園一丁目九の六

六 契約金額

四千二百万円

七 随意契約の理由

一般競争入札に付したところ落札者がなく、再度の入札に付しても落札者がいないため、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第八号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続き

予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りした者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成十九年九月三日

正

誤

（発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭